

## 用語の説明

### **指数 (しすう)**

同じ種類の統計数値の大小関係を比率の形にして表したもの。

### **ウェイト (うえいと)**

基準年における、ある特定の項目の全体に対する基準額の構成比。

### **原指数 (げんしすう)**

指数作成用データをそのまま指数化したもの。季節的な変動を含む場合が多く、動向を見る場合には前年同月比が主に使用される。

### **季節調整済指数 (きせつちょうせいしうみしすう)**

原指数に季節調整を行った指数。

季節調整済指数 = 原指数 ÷ 季節指数により算出する。

動向を見る場合には前月比が主に使用される。

### **事業所 (じぎょうしょ) ~工業統計調査~**

一般的に工場、製作所、製造所、あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているもの。

### **従業者 (じゅうぎょうしゃ) ~工業統計調査~**

調査日現在、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者は含まれない。なお、従業者数は次の算式により算出される。

従業者数 = 個人業主及び無給家族従業者 + 有給役員 + 常用雇用者 - 送出者 + 出向・派遣受入者

(1) 個人業主及び無給家族従業者とは、個人経営の事業所でその事業所を経営している人と、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに常時従事している人をいう。

(2) 有給役員とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。

(3) 常用雇用者とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇用している人

イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人

ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人

(4) 臨時雇用者とは、常用雇用者に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など)をいう。

### **製造品出荷額等 (せいぞうひんしゅっかがくとう) ~工業統計調査~**

調査対象年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

### **原材料使用額等 (げんざいりょうしおうがくとう) ~工業統計調査~**

調査対象年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造などに関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

### **付加価値額 (ふかかちがく) ~工業統計調査~**

従業者30人以上について下記算式により算出される。

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛け品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

なお、従業者29人以下については、粗付加価値額として下記算式により算出される。

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

### **有形固定資産 (ゆうけいこていしさん) ~工業統計調査~**

土地とそれ以外に分けられ、後者には建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)、機械及び装置(附属設備を含む)、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品などがある。